

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

室蘭市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

室蘭市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。  
住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

## 評価実施機関名

室蘭市長

## 公表日

令和4年6月29日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うことにより、住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資することを目的としている。</p> <p>住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めることとされている。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワークを図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①個人を単位とする住民票を世帯毎に編製し、住民基本台帳を作成</li><li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除、記載の修正</li><li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li><li>④転出届に基づく転出証明書の交付又は転出証明書情報の送信</li><li>⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付</li><li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する本人確認情報の通知</li><li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の通知</li><li>⑧住民からの請求又は職権に基づく住民票コード及び個人番号の変更</li><li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li><li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li><li>⑪情報提供ネットワークシステムからの情報照会に対する番号法別表第二に定める住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する世帯情報)の提供</li></ol> <p>なお、⑨の「個人番号通知及び個人番号カードの作成」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条により、機構に対する事務の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 住民記録システム</li><li>2. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)</li><li>3. 団体内統合宛名システム</li><li>4. 中間サーバ</li></ol> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされている。</p>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
<ol style="list-style-type: none"><li>(1)宛名基本ファイル</li><li>(2)宛名履歴ファイル</li><li>(3)住民異動ファイル</li><li>(4)本人確認情報ファイル</li><li>(5)送付先情報ファイル</li></ol>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第1条第2号,第2条第6,12,13,19,20号,第3条第7,13,14,20号,第4条第2号,第6条第4,9,10,18号,第7条第1,2,3,4,5号,第8条第1,2,4号,第10条第1,3,4,6号,第12条第1,2,3,4,5,6,8号,第13条第1,3号,第14条第1,2,3号,第16条第2号,第20条第4,9号,第22条第1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11号,第22条の3第1,2,13号,第22条の4第1項第1,2号,第2項第1,2号,第3項第1,2号,第4項第1,2号,第23条第2号,第24条第3号,第24条の2第1,6,11,12号,第24条の3第2号,第25条第10,11,12号,第26条の3第1,2,3,4号,第27条第1,2,3号,第28条第1,2,3,4,5,6,7,8,9,10号,第31条第1,2,5,6号,第31条の2の2第1,7,12,13号,第31条の3第2号,第32条第1,2号,第33条第5号,第37条第1,3号,第38条第1号,第39条第4号,第40条第1,3,6号,第41条第1,2号,第43条第1,5号,第43条の3第2号,第43条の4第1,2号,第44条の5第2号,第45条第2号,第47条第1項第12,13,14,16,26,27,29,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,44,45,48号第2項,第48条第1号,第49条第1,3号,第49条の2第2号,第53条第1,2,3,5号,第54条第2号,第55条第1,6,7,9,10,11号,第56条第1号,第57条第1号,第58条第1,2号,第59条第2号,59条の2の2第1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12号,第59条の2の3第2号,59条の3第1,2,4号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 総務部総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号 生活環境部戸籍住民課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	戸籍住民課長 前田 靖子	戸籍住民課長 山村 多恵子	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2, 89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第1条第2号,第2条第6,12,13,19,20号,第3条第7,13,14,20号,第4条第2号,第6条第4,9,10,18号,第7条第1,2,3,4,5号,第8条第1,2,4号,第10条第1,3,4,6号,第12条第1,2,3,4,5,6,8号,第13条第1,3号,第14条第1,2,3号,第16条第2号,第20条第4,9号,第22条第1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11号,第22条の3第1,2,13号,第22条の4第1項第1,2号,第2項第1,2号,第3項第1,2号,第4項第1,2号,第23条第2号,第24条第3号,第24条の2第1,6,11,12号,第24条の3第2号,第25条第10,11,12号,第26条の3第1,2,3,4号,第27条第1,2,3号,第28条第1,2,3,4,5,6,7,8,9,10号,第31条第1,2,5,6号,第31条の2の2第1,7,12,13</p>	事後	
令和4年6月29日	IV リスク対策 8. 監査	○自己点検	○内部監査	事後	